

佐賀県DV総合対策センター 令和3年度事業計画

●開催時期等は、決定次第ホームページやチラシ等でお知らせします。

〈研修・啓発事業〉

令和3年4月1日現在

事業名	開催時期	開催地	回数	定員	対象	内容
DV関係機関相談員向け研修	未定	佐賀市 (アバンセ)	5回	未定	DV被害者支援に携わる相談員等	相談員等の支援スキル向上のため、事例検討や講義、ワークショップ等による研修を実施します。
市町DV出張研修	未定	希望市町	5回以上	—	市町の職員	DVに対する認識を深めてもらうため、市町の職員を対象とした出張研修を実施します。
女性に対する暴力防止講演会	11月予定	未定	1回	未定	県民	女性に対する暴力の根絶にむけた社会的気運の醸成を図るために講演会を開催します。
DV防止啓発展示	11月予定	佐賀市 (アバンセほか)	—	—	県民	「女性に対する暴力をなくす運動」期間がある11月に合わせ、DV防止啓発パネル等の展示やパネルライトアップを実施します。
女性のための護身術講習*	未定	佐賀市 (アバンセ)	1回	未定	県内 16才以上の女性	身を守るための知識や技術を学び、生活の中に潜む危険に気付く感覚を養うと共に、自尊感情を高めることを目指す講習会です。
性暴力被害者支援員研修	未定	未定	1回	未定	拠点病院及び関係機関の職員等	相談支援対応スキル等を向上させるため、専門家を招いて研修会を開催します。

*財団自主事業

〈啓発・調査・研究事業〉

事業名	開催時期	開催地	回数等	対象	内容
高校生・大学生向けDV等暴力予防教育事業	年間	希望校	10校	県内高等学校及び大学等の生徒・学生等	デートDVや性暴力の防止・性犯罪に関すること等、将来のDV等の暴力を未然に防止するための講話を実施し、相談先等を記載したリーフレット・カードを配布します。
中学生向けDV等暴力予防教育事業	年間	希望校	40校	県内中学校の生徒等	デートDVや性暴力等の予防や、良好な人間関係の構築等に関する将来のDV等の暴力を未然に防止するための講話を、各学年の発達段階に応じた伝え方により実施します。
小学生向けDV等暴力予防教育事業	年間	希望校	10校	県内小学校高学年の児童	良好な友人関係、暴力の予防等についての講話を実施します。
教職員及び保護者向けDV等暴力に関する啓発事業	年間	希望地	3回	県内小、中、高校等の教職員及び保護者	DV等暴力予防教育の必要性及びDVや性暴力等に関すること、また、児童虐待である面前DVが子どもに及ぼす影響等についての認識を深めてもらうため、出張し、講話を実施します。
DV等暴力予防教育事業等でのアンケートの実施	年間	—	—	DV予防教育等を実施した学校	DV予防教育事業の実施後に、児童・生徒・学生等に対するアンケートを行うことで、教育効果を把握するとともに、より予防効果の高い教育プログラムへの改善に役立てます。

〈相談事業〉

事業名	開設日時	対象	内容
女性のための総合相談	火曜～土曜 9時～21時 日曜・祝日 9時～16時30分 (月曜は休みです。)	様々な悩みを抱えた女性	女性が抱える問題について、電話や面談により女性の相談員が相談に応じます。
女性のための法律相談	毎月 第1土曜、第3木曜 13時～16時	様々な悩みを抱えた女性	女性が抱える問題について、女性弁護士が面談により、相談者の問題解決を支援します。
女性のためのこころの相談	毎月 第1木曜、第3土曜 14時～16時	様々な悩みを抱えた女性	精神的な不調を感じている女性に対して、女性臨床心理士または公認心理師が面談により、相談者の心のケアを図ります。
女性のための市町巡回相談(定期派遣)	各市町 月1回 10時～16時 ※市町によって時間が異なる場合がありますので、お問い合わせください。	様々な悩みを抱えた女性	相談窓口未設置の市町に対し、定期的に女性総合相談員を派遣し、住民からの相談に応じます。
女性のための市町巡回相談(随時派遣)	随時	様々な悩みを抱えた女性及び市町の相談員等	市町の要請に応じて、随時、女性総合相談員を派遣し、住民からの相談に応じます。また、必要に応じて市町の相談員等への助言等を行います。

〈相談事業〉

事業名	開設日時	対象	内容
男性総合相談	電話 毎週水曜日（祝日は除く） 19時～21時 面談 毎月第4土曜 ※ 14時～16時 ※面談の予約がない場合は、電話による相談に応じます。	様々な悩みを抱えた男性	男性が抱える様々な悩みについて、男性臨床心理士または公認心理師が電話及び面談による相談に応じ、相談者の心のケアを図ります。
LGBTsに関する相談	電話 毎月第2土曜、第4木曜 14時～16時	LGBTsに関する悩みを抱えた方	LGBTsに関する様々な悩みについて、臨床心理士または公認心理師が電話による相談に応じます。
性暴力被害者支援事業 ・相談支援 ・医療支援 ・精神的支援	・性暴力救援センター・さが（さがmirai） 平日 9時～17時 ※ただし救急受診はこの限りではありません ・アバンセ女性総合相談 火曜～土曜 9時～21時 日曜・祝日 9時～16時30分 （月曜は休みです。）	県内在住の性暴力被害者（急性期の医療支援については居住地、被害地に関わらず被害者を支援の対象とする）	2つの窓口で、性暴力被害者の相談に応じます。また、必要に応じて医療措置やカウンセリングを実施し、それに伴う費用を支援します。

〈その他事業〉

事業名	開催時期	回数	内容
佐賀県DV総合対策会議	第1回 5月21日(金) 第2回 未定	2回	佐賀県における男女間の暴力による被害者への支援と暴力の予防教育の推進及び男女間のあらゆる暴力の根絶を目的とした事業を総合的に検討・調整し、方針・方策を決定する会議です。
性暴力被害者支援事業調整会	未定	1回	性暴力被害者支援事業について、専門的な見地から検討を行い、事業に反映させてより効果の高い支援体制とするための会議です。
DV被害者支援市町連携会議	第1回 4月22日(木) 第2～5回 未定	5回	市町や関係機関の連携強化と、DV対策の充実を図るための会議です。
県内DV被害者支援民間団体等の活動支援	随時	—	県内でDV被害者支援のために活動している民間団体等に対する活動支援を行います。
佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画(第4次計画(2019年度～2023年度))策定に伴う支援強化事業	年間	—	「SNS等新たな相談手法の開発」、「面会交流支援の仕組みづくり」、「DV加害者更生プログラムの調査」、「DV被害者の心への修復的アプローチ」、「特別支援学校向けプログラムの作成」の手法等について検証を行います。
DV被害者等への支援*	随時	—	DV被害者等への支援のほか、アバンセ基金への寄付協力を依頼します。

*財団自主事業

○掲載内容の一部を変更する場合があります。各事業の募集時期や申込方法など、詳細は佐賀県DV総合対策センターへお問い合わせください。

○県民一般を対象とする講演会や相談などでは、6ヶ月～就学前までのお子様の一時的保育を行います。（事前申し込みが必要です。）

【お問い合わせ】

佐賀県DV総合対策センター（アバンセ内）

〒840-0815 佐賀市天神三丁目2-11

（TEL 0952-28-1492 ・ FAX 0952-25-5591 ・ E-mail dv@avance.or.jp ・ URL <http://www.avance.or.jp>）

佐賀県DV総合対策センターの事業は、佐賀県からの委託*を受けて公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団が実施します。*財団自主事業を除く

もし、性暴力被害にあってしまったら、一人で悩まずご相談ください。



性暴力救援センター・さが（さがmirai） ☎0952-26-1750
平日 9時～17時
※ただし、救急受診はこの限りではありません。

アバンセ女性総合相談 ☎0952-26-0018
火曜～土曜 9時～21時
日曜・祝日 9時～16時30分（月曜は休みです。）